

『旧役場庁舎敷地』売却

公募型プロポーザル実施要領

令和 3 年 4 月

桑折町 まちづくり推進課

(令和3年6月1日変更)

目次

1. プロポーザルの趣旨	1
2. プロポーザル実施の概要	1
3. プロポーザルの条件	7
4. 応募申込み	10
5. 応募申込書等の提出	11
6. 企画提案書等の提出	13
7. 提案の審査等	15
8. 事業者の決定方法	17
9. 様式	18

1. プロポーザルの趣旨

本町は、新役場庁舎への移転を令和3年1月4日に完了させたところです。

旧役場庁舎敷地の利活用検討経緯については、令和元年度に開催した「現役場庁舎あり方検討委員会」による「住宅地（戸建・集合マンション）としての活用が最も効果的」との提言をいただいたこと、また、国土交通省主催のサウンディングによる民間事業者等との対話結果等を参考に、「宅地を条件に民間へ売却」との方針に決定しました。

今後は、早急に町中心部である旧役場庁舎跡地の利活用を図ることにより、「住み続けたいまち 住みたいまち 桑折」を創出していくことが求められています。

このような背景から、良質な住環境の形成を実現するべく、民間事業者の豊かな発想・専門性等を活用するために、公募型プロポーザル方式による民間事業者の公募を行うものです。

2. プロポーザル実施の概要

(1) 事務局（担当部署）

桑折町 まちづくり推進課 都市整備係（桑折町役場庁舎2階）

住 所：〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下2 2 番地7

TEL：024-582-2124（直）

FAX：024-582-2479（代）

E-mail：machisuishin@town.koori.fukushima.jp

(2) 募集スケジュール（予定）

令和3年 4月26日（月） 実施要領のホームページ掲載

令和3年 5月31日（月） 質問書の提出期限

令和3年 6月 9日（水） 質問回答期限

令和3年 6月14日（月） 応募申込書の提出期限

令和3年 6月16日（水） 第一次審査 応募資格の通知（通知書の発送日に電話連絡します）

令和3年 7月21日（水） 企画事業提案書の提出期限

令和3年 8月 6日（金） 第二次審査 通過提案者の提案内容説明、質疑応答

令和3年 8月10日（火） 最優秀者1者、優秀者1者の選定

(3) プロポーザルの対象地概要

土地の所在番地	福島県伊達郡桑折町字東大隅18-5
土地の面積	3,953 3,825m ²
土地の地目	宅地
都市計画	都市計画区域内（市街化区域）
指定用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%

※土地面積は図上求積による暫定面積です。結果として差異が生じる可能性があります

(4) プロポーザルの対象建物概要

建築棟名	A 役場本庁舎	B 役場分庁舎	C 車庫	D 車庫・倉庫	E バス倉庫
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造
延床面積	1417.6 m ²	420.5 m ²	108.0 m ²	289.8 m ²	99.7 m ²
竣工年度	1957 年度	1990 年度	1965 年度	1982 年度	2000 年度
耐震化	未実施	不要	不要	不要	不要
耐震診断	有	無	無	無	無
簡易劣化診断	C	B	B	C	A
図面	有	有	無	無	有

※A 役場本庁舎の耐震診断結果は、「耐震性に問題あり」

3. 物件調書・位置図・画地図等

注 意 事 項

- 土地は現状有姿のままお渡しします。土地の現況や電柱、支線、街灯、クリーンステーション、その他施設の位置等を必ず現地でご確認のうえでお申し込みください。
- 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。

(物件調書)

- 物件調書は、応募者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず応募者ご自身において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- 物件調書の道路状況欄中、〔 〕内の表記は建築基準法上の道路種別を表します。
【参考】建築基準法第42条(抄)・・・19ページ
- 各種供給処理施設(電気・ガス・上下水道等)の利用にあたっては、各供給事業者と十分協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、契約者の負担において行っていただくことになります。

(位置図)

- 位置図は、現地調査のための参考資料ですので、道路の整備や建物の新築・解体などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。また、位置図に記載されている数字は、建物の階数や土地のレベル等を表すものですが、現況と相違している可能性があります。

(空撮図)

- 空撮図は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくための資料であり、現況を全て正確にあらわしたものではありません。現地の状況は、必ず参加者ご自身でご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

物 件 調 書

所在地	地番	福島県伊達郡桑折町字東大隅18番地の5		
	住所表示	福島県伊達郡桑折町字東大隅18-5		
地目	公簿	宅地	現況	宅地
面積	公募	3,953 3,825 m ²	実測	3,953 3,825 m ²
地勢	平坦			
区域区分	市街化区域		用途地域	第1種住居地域
建ぺい率	60%		容積率	200%
高度地区	—		防火地域	建築基準法第22条区域
その他規制	—			
道路状況	東側	町道2043号線		
	南側	町道2032号線		
	西側	町道2040号線		
	北側	町道203号 駅前堰下線 (都市計画道路)		
電気	東北電力(株)			
ガス	—			
水道	桑折町水道事業			
下水道	桑折町			
最寄駅等	J R 東日本 東北本線「桑折駅」から徒歩7分			
その他	敷地内建築物へのアスベスト不使用を確認済			
その他特記事項	<p>・土地利用条件 居住の用に供すること。ただし、本物件の取得により事業の認可等を付与するものではありませんので、居住の用に供する施設の整備等については、落札者の負担と責任において、それぞれの許認可権者と協議してください。</p> <p>(1) 土地の引渡しの日から2年を経過する日までに、居住の用に供する施設の整備に着手しなければならない。</p> <p>(2) (1)の義務を履行する前に、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、当該第三者に対し、土地売買契約に定める買受者の義務を書面によって承継する。</p> <p>(3) 売却対象地において埋設物は確認されておりませんが、掘削時等に確認される可能性があります。</p> <p>(4) 周辺住民に対する建築工事等の説明及び建築工事期間中のすべての対応は、譲受人の責任で行うこと。</p> <p>(5) 北側の町道203号駅前堰下線は、都市計画道路の指定を受けており、現在、後退の分筆作業を進めているため、確定測量後に公募の暫定面積を変更します。</p>			

※土地面積は図上求積による暫定面積です。結果として差異が生じる可能性があります

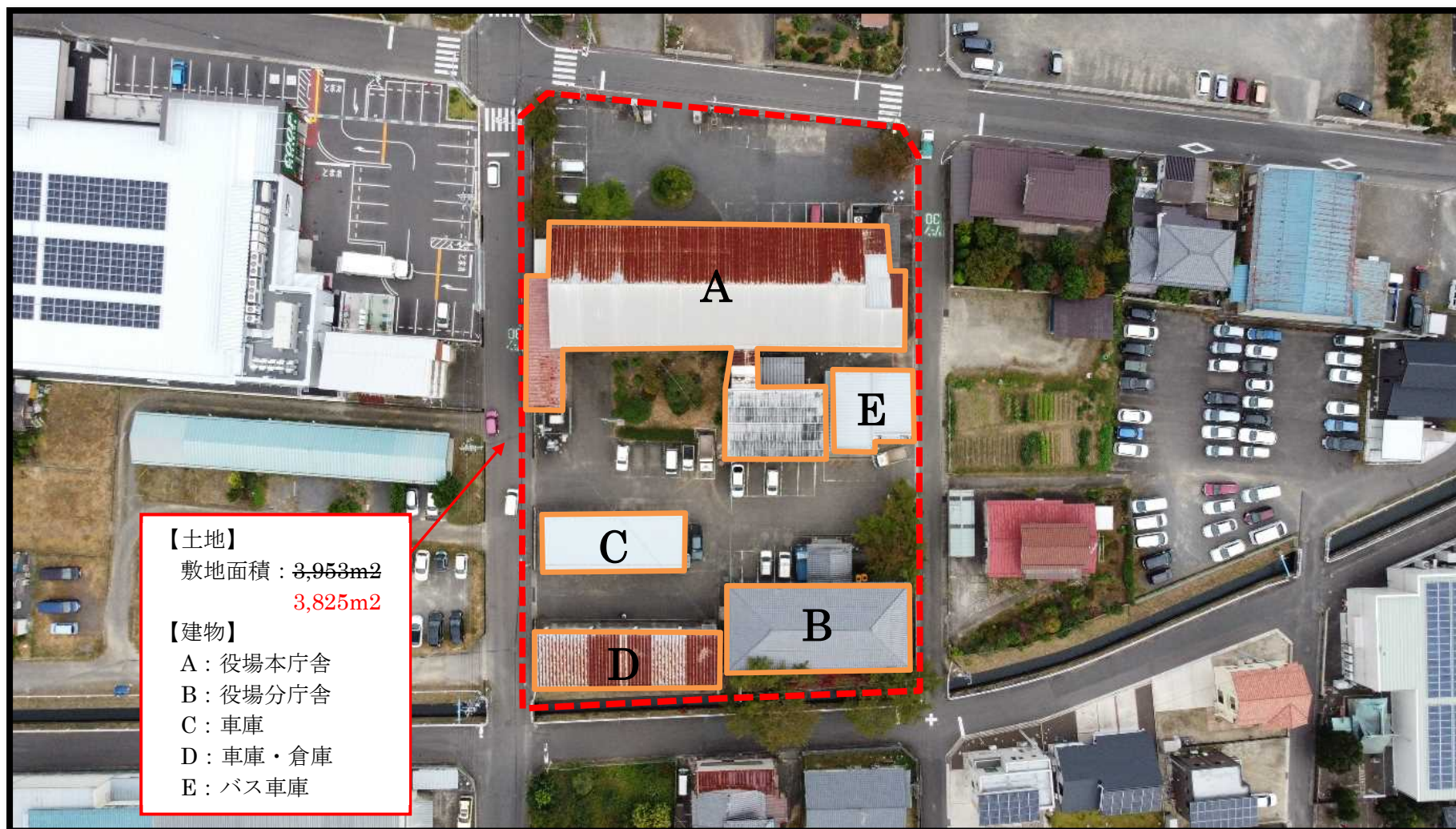
本件の詳細については、桑折町まちづくり推進課 都市整備係 (TEL 024-582-2124) まで

【位置図】

地理院地図
GSI Maps



【 空 撮 図 】



3. プロポーザルの条件

(1) 提案内容の基本条件

桑折町役場庁舎移転に伴う跡地については、現況のまま「宅地を条件に民間へ売却」となります。このことを踏まえ、住宅の用に供する整備（分譲や賃貸等を含む）を行うことにより良好な住環境の形成が実現できる提案を求めます。

(2) 事業手法

事業手法は、「現況による売却（敷地内の不動産・動産含む）」とします。

(3) 土地の利用条件

① 土地利用条件

(ア) 居住の用に供すること。ただし、本物件の取得により事業者の認可等を付与するものではありませんので、居住の用に供する施設の整備等については選定者の負担と責任において、それぞれの許認可権者等と協議してください。

- i. 土地の引渡しの日から2年を経過する日までに、整備工事（現況施設の解体・利活用含む）に着工しなければならない。
- ii. iの義務を履行する前に、対象物件の所有権を第三者へ移転する場合には、当該第三者に対し、土地売買契約に定める買受者の義務を書面によって承継するとともに、当該義務を順守することを内容とする覚書を桑折町との間で締結することを義務付けなければならない。
- iii. 土地売買契約締結の日から10年間は、居住の用途に供すること。

(イ) 本募集に至る検討経緯については、「桑折町HP:跡地利活用」をご確認ください。

(URL: <https://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/machi/atochiriyou/index.html>)

(4) その他特記事項

① 公序良俗に反する使用の禁止

(ア) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならないこと。

(イ) 当該物件の所有権を第三者に移転する場合には、(ア)の使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して(ア)の定めに反する使用をさせてはならないこと。

(ウ) (イ)の第三者が当該物件の所有権を移転する場合にも同様に(ア)(イ)の内容を転得者に継承することを書面にて義務づけなければならないこと。

(エ) 当該物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して(ア)の定めに反する使用をさせてはならないこと。この場合において、当該契約者は、(ア)の使用の禁止をまねがれるものではないこと。

(オ) (エ)の第三者が新たな第三者に当該物件を使用させる場合も同様に(ア)(エ)の内容を遵守させなければならないこと。

② 実施調査等

上記(3)及び(4)①(ア)について、当町において必要があると認められるときは、実地調査等を行います。当該契約者には協力義務があります。

③ 違約金

上記(3)及び(4)①(ア)の特約に違反したときは売却代金の3割、(4)②の特約に違反したときは売却代金の1割を違約金として桑折町に支払っていただきます。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

④ 買戻特約

上記（３）及び（４）①（ア）の特約に違反したときは、（４）③の違約金の徴収に加えて、対象物件の買戻しをすることができるとします。買戻しの期間は、契約締結日から10年間とします。

⑤ 損害賠償

事業者が事業実施の不履行等で町に損害を与えたとき又は違約金を超える損害が発生した場合は、その超過額を損害賠償金として支払うものとします。

⑥ 瑕疵担保

（ア）事業者は、本契約締結後に隠れた瑕疵（地下埋設物を含む。）があることを発見しても、契約金の減額、損害賠償の請求、本契約の全部又は一部の解除若しくは事業水準の変更の請求をすることができないものとします。

（イ）町は、当該用地について瑕疵担保及び危険負担の責任を負わないものとします。

⑦ 周辺住民への説明

建築物の建設にあたって、計画内容等の地元説明、紛争や周辺への影響に係る近隣住民との協議は、事業者自らの責任及び負担で行ってください。

⑧ 供給処理施設（ライフライン整備）の状況

道路、上下水道、電気、ガス、通信等の施設について、それらの事業者と調整し、事業者自らの責任及び負担で行ってください。

⑨ その他

- ・当該用地の地下埋設物については、確認されておりません。
- ・地下埋設物が存在した場合の除去費用は原則、事業者の負担とします。
- ・地下埋設物の詳細等を確認するために事業者が調査を実施する場合、その調査に要する費用は、原則として全て事業者が負担してください。

（５）応募者の要件

① 応募できる者は、法人（公共団体を含む。）及び個人とします。なお、複数の者が共同して応募する場合は、共同応募者等の中から代表を選定し、代表者が窓口になることとします。ただし、単独で応募された事業者は、他の共同事業者の構成員になることはできません。また、同一事業者が複数の共同事業者の構成員になることはできません。

② 成年被後見人又は破産者で復権を得ていない者、桑折町税を滞納している者（ただし、桑折町税を課されていない町外在住者で、個人にあっては居住地の市町村民税等又は市町村税（個人事業主にあっては所得税等を含む。）、法人にあっては法人税を滞納している者）は、応募できません。

③ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

④ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

⑤ 前記③～④までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

⑥ 次の各号のいずれかに該当する者は、応募できません。

（ア）次の各法による手続開始申立てをした者及び第三者によって申立てを受けた者

- i. 破産法（平成16年法律第75号）
- ii. 会社更生法（平成14年法律第154号）
- iii. 民事再生法（平成11年法律第225号）

（イ）次の要件のいずれかに該当する者及び警察当局から排除の要請がある者

- i. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「不当行為防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ii. 不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- iii. 公募対象物件を、落札後、暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と考えられるもの）の用に供しようとする者

（ウ）次の要件のいずれかに該当する者

- i. 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者
- ii. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員を利用している者
- iii. 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与している者
- iv. 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- v. 暴力団若しくは暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- vi. 上記(ア)～(ウ)に該当する者の依頼を受けてプロポーザルに参加しようとする者
- vii. 選定委員会の委員及びその家族
- viii. 選定委員会の事務局関係者及びその家族
- ix. 選定委員会の委員、事務局関係者及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

4. 応募申込み

(1) 関係書類の配布

- ① 配布期間 : 令和3年4月26日(月)から令和3年6月11日(金)まで
- ② 配布時間 : 午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)
- ③ 配布場所 : 桑折町 まちづくり推進課(桑折町役場庁舎2階)
※町公式ホームページ(以下「町ホームページ」という。)にも掲載します。
(URL:<https://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/machi/atochiriyou/9753.html>)

(2) 質問及び回答

プロポーザル実施に関する質問及び回答は、次のとおりとします。

- ① 質問書
様式第1号で作成してください。
- ② 提出期限
令和3年5月31日(月)午後5時まで
- ③ 提出方法
電子メールで行うこととし、電子メール以外は、受け付けません。
また、電子メール送信後、電話でメール発信の連絡をお願いします。
桑折町まちづくり推進課 (E-mail : machisuishin@town.koori.fukushima.jp)
- ④ 提出先
前記 P1. 2. (1) の事務局(担当部署)
- ⑤ 回答期限
質問に対する回答は、令和3年6月9日(水)までに、町ホームページへ掲載します。
- ⑥ その他
質問に対する回答は、本実施要領の追加又は修正とみなします。
なお、質問に対する回答以外にも本実施要領条文の修正、追加、削除があった場合は、これを優先します。

(3) 図面閲覧及び現地確認

関係書類の配布期間内にて旧庁舎敷地内の建築物図面の閲覧及び旧庁舎敷地内の現地確認が可能ですので、希望する場合は事前に担当部署へ問合せしてください。

(問い合わせ先 : 前記 P1. 2. (1) の事務局(担当部署))

5. 応募申込書等の提出

(1) 提出期限

令和3年6月14日（月）午後5時まで

(2) 提出先

前記 P 1. 2. (1) の事務局（担当部署）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

① 持参の場合

上記提出期限内の午前9時から午後5時までの間に提出してください。
（但し、閉庁日を除く。）

② 郵送の場合

簡易書留郵便により提出してください（上記提出期限内必着）。
上記提出期限後に提出された書類は、一切受理しません。

(4) 提出部数

原本1部

(5) 提出書類

提出書類は、次の通り作成し、提出してください。

グループで応募する場合は、全ての構成員の資料を代表者が取りまとめ、提出してください。

① 応募申込書（様式第2号）

② 定款又はこれに相当する書類（個人の場合は不要）

③ 法人の場合にあつては、法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの）

個人の場合にあつては、当該個人の住民票（3か月以内に発行されたもの）

④ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）

⑤ 会社概要書（会社パンフレット等、個人の場合は不要）

⑥ 決算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（過去3期分）個人の場合、決算書類は不要ですが、個人事業主として事業所得の申告を行っている場合は、確定申告書の写し及び収支内訳書等の附属書類（過去3年分）

⑦ 納税証明書（3か月以内に発行されたもの）

ア 法人の場合

(ア) 桑折町に納税がある場合

(a) 桑折町税全税目の納税証明書（桑折町発行）

(b) 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納額がない納税証明書
（所管税務署発行）

(イ) 桑折町に納税がない場合

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納額がない納税証明書
（所管税務署発行）

※上記の納税証明書を完納証明書に代えることも可能です。

イ 個人の場合

(ア) 桑折町に納税があり、個人事業主等で所得税等の申告をしている場合

(a) 桑折町税全税目の納税証明書（桑折町発行）

(b) 「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納額がない納税証明書（所管税務署発行）

- (イ) 桑折町に納税があり、所得税等の申告がない場合
桑折町税全税目の納税証明書（桑折町発行）
 - (ウ) 桑折町に納税がなく、個人事業主等で所得税等の申告をしている場合
 - (a) 居住町町村の市町村民税の完納を証明する証明書
 - (b) 「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納額がない
納税証明書（所管税務署発行）
 - (エ) 桑折町に納税がなく、所得税等の申告もない場合
居住町町村の市町村民税の完納を証明する証明書
 - (オ) 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
※上記の納税証明書を完納証明書に代えることも可能です。
- ⑧ 同種・類似開発事業等実績書（過去3年程度のもの）

(6) 応募申込みにおける注意事項

- ① 書類不備又は不足があった場合は、受理しません。
- ② 提出書類に虚偽の内容が認められた場合は、失格とします。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません（軽微な修正を除く。）。
- ④ 提出書類の作成に当たっては、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を使用してください。
- ⑤ 提出書類は、返却しません。
- ⑥ 応募受付後に辞退される場合は、令和3年7月21日（水）までに応募辞退届（様式第3号）を持参又は郵送してください。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便により上記期限までに必着しなければならぬものとします。
- ⑦ 町が必要であると判断した場合は、提出書類の内容について、個別に聞き取りを行います。

(7) 応募書類等の取扱い

提出された応募申込書等については、町が提示した資格条件を満たしているかを確認するものであり、その細部まで法令等に基づく承認を行うものではありません。

また、事業の実施に当たって許認可等が必要な場合は、応募者自ら関係機関の許可を得るものとし、町はこれらの補償をしません。

(8) 応募の費用負担

応募者が本応募申込書等の作成及び提出に要した費用は、全て応募者の負担とします。
なお、提出された書類は、返却しません。

(9) 応募資格の通知

応募資格確認結果は、応募者に書面で通知します。
応募資格確認結果通知 令和3年6月16日（水）
※通知書の発送に合わせてご担当者へ連絡いたします。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和3年7月12日（月）から令和3年7月21日（水）まで

(2) 提出先

前記 P 1. 2. (1) の事務局（担当部署）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

① 持参の場合

上記提出期間内の午前9時から午後5時までの間に提出してください（但し、閉庁日を除く。）。

② 郵送の場合

配達証明書付書留郵便により提出してください（上記提出期間内必着）。

上記提出期間外に提出された書類は、一切受理しません。

(4) 提出書類

① 事業計画書（様式自由）

ア 提案趣旨

事業のコンセプト（基本的な考え方）について記載してください。

- ・開発コンセプト、土地活用や施設計画の基本方針
- ・アピールしたい事項等

イ 事業概要

事業内容等について記載してください。

- ・事業スキーム
- ・事業実施体制
- ・事業スケジュール
- ・現況施設の解体・活用計画
- ・概算事業費

ウ 配置計画

規模、内容、配置計画等について記載してください。

- ・全体の構成と内容説明等
- ・敷地利用、配置計画図
- ・施設の規模（面積等）
- ・環境、景観計画（周辺環境や景観への配慮、環境負荷低減の取組、周辺地域への配慮等）

② 土地売却・建物等解体希望価格書（様式第4号）

土地売却希望価格、建物等解体希望価格（該当施設分）を記載してください（金額は千円単位とします）。

(5) 提出部数

① 原本1部（製本なし）

② 副本5部（A4サイズ左閉じ製本）

③ 電子データCDまたはDVD（ワード、エクセル、パワーポイント、PDF形式のいずれか）

※用紙サイズはA4を原則としますが、図面等はA3も認めます。

※表紙に応募者の名称を明記してください（グループの場合は代表者）。

※必要に応じて上記以外の資料を提供いただく場合があります。

(6) 企画提案書等提出に当たっての注意事項

- ① 企画提案書等の作成に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- ② 提出書類の作成に当たっては、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を使用してください。
- ③ 公文書公開等の必要性から、提出書類の内容を公表する場合があります。応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本町は、審査結果の公表等に必要な場合は、無償で使用できるものとします。
- ④ 企画提案書等提出後の内容変更及び差し替えは、できません。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、返却しません。

7. 提案の審査等

(1) 審査体制

町が設置する「旧役場庁舎敷地売却 公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、応募者から提案された内容を審査します。

(2) 事業者の決定方法

① 第1次審査

第1次審査では、応募者の参加資格についての審査を行います。

② 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

第2次審査では、第1次審査を通過した応募者に対して提案内容の説明（プレゼンテーション）と質疑応答を求め、事業提案内容および提案価格を総合的に評価し、最優秀提案1者、優秀提案1者を選定します。

※プレゼンテーションは、パソコンを用いて説明してください。プレゼンテーションの時間は、応募受付順に各提案者50分以内（提案25分以内、質疑25分以内）とし、出席者は、説明者を含めて3名以内とします。

※欠席した場合は、審査及び選定から除外します。

※プロジェクト及びスクリーンは、町で準備しますが、パソコンその他必要な機器は、提案者で用意してください。（使用される場合は、事前に連絡をお願いします。）

(3) 審査項目

① 第1次審査

応募者（構成員）の資格要件を満たしていること。

② 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

提案内容と提案価格を審査します。また、配点比率は提案内容5割、提案価格5割の予定です。

■提案内容の評価の視点は、次のとおりです。

審査項目	主な評価の視点
まちづくりとの関係性	(1) 町が示す土地利用条件に沿った土地利用・機能が示されているか。 (2) 現実的かつ実現性のある提案となっているか。
施設計画	(1) 施設配置は適切に計画されているか。 (2) 周辺環境に配慮し、周囲のまちなみや自然景観に溶け込む、配慮がなされているか。 (3) 建設時における近隣環境への配慮がなされているか
社会貢献	(1) 町内における社会貢献に配慮されているか
提案価格	(1) 売却希望価格について、明確に算出根拠が示されているか。 (2) 建物等解体・撤去希望価格について、明確に算出根拠が示されているか。

(4) 無効となる企画提案書等

企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は、失格となることがあります。

- ① 実施要領に定める手続以外の手法により、選定委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ② ヒアリング時に選定委員会の許可なく追加資料等を提出した場合
- ③ その他選定委員会が不適格と認めた場合

8. 事業者の決定方法

(1) 審査結果の通知等

町は、審査委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者「最優秀者1者」と次順位交渉権者「優秀者1者」を決定し、応募者（グループの場合は代表者）にその結果を通知します。また、結果については、後日、公表します。（優先交渉権者「最優秀者」および次順位交渉権者「優秀者」以外の応募者名は公表しません。）なお、審査結果に対する質問や異議には一切応じません。

(2) 事業計画の決定

町と優先交渉権者は、当プロポーザルに基づく事業の実施に関する協議、調整を行い、当該敷地利活用に係る事業計画を決定するものとします。

何らかの理由で協議が不調になった場合は、次順位交渉権者と交渉するものとします。

(3) 協定の締結

町と優先交渉権との間で、事業の実施に関し次の各項を中心として協定を締結するものとします。

- ① 事業計画に基づく事業の実施
- ② 当該町有地（敷地内の不動産・動産含む）の売却条件
- ③ 当該町有地に存在する建築物の解体・利活用条件
- ④ 売却後の敷地利活用に係る特記事項

(4) 事業者の決定

町は協定締結をもって、事業者を決定するものとします。

(5) その他

審査委員会において審査の結果、ふさわしい提案がない場合は事業予定者なしとする場合があります。

9. 様式

様式第1号 …………… 質問書 (P19)

様式第2号 …………… 応募申込書 (P20)

様式第3号 …………… 応募辞退届 (P21)

様式第4号 …………… 土地売却・建物等解体希望価格書 (P22)

※企画提案書（前記. P13（4）①）の提出に係る様式は任意書式とします。

質 問 書

年 月 日

桑折町長 高橋宣博 あて
(まちづくり推進課 取扱)

(提出者) 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

⑨

(連絡先) 氏 名
所 属 ・ 役 職
電 話 番 号
F A X
E - m a i l

旧役場庁舎敷地売払公募型プロポーザル実施要領に関することについて、次の項目を質問します。

番号	質問個所	質問事項

※記載欄が不足する場合は、適宜追加してください。

応 募 申 込 書

年 月 日

桑折町長 高橋宣博 へ
 (まちづくり推進課 取扱)

旧役場庁舎敷地売払公募型プロポーザルに応募したいので、関係書類を添えて申し込みます。

法人名及び代表者氏名 又は個人の名前	
主たる事務所の所在地 所在地又は住所	
連絡先	<u>電話番号：</u> <u>F A X：</u> <u>E-Mail：</u>

※共同事業者による申込みの場合は、代表事業者が記入してください。

代表事業者を除く 構成事業者	
-------------------	--

※代表事業者を除く全ての構成事業者名を記入してください。

役職名・担当者名	
連絡先	<u>住 所：</u> <u>電話番号：</u> <u>F A X：</u> <u>E-Mail：</u>

応 募 辞 退 届

年 月 日

桑折町長 高橋宣博 あて
(まちづくり推進課 取扱)

(応募申込者)
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

㊞

旧役場庁舎敷地売払公募型プロポーザルに係る応募を下記の理由により辞退します。

記

[辞退理由]

土地売却・建物解体希望価格書

年 月 日

桑折町長 高橋宣博 あて
(まちづくり推進課 取扱)

(応募申込者)
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

④

旧役場庁舎敷地売却公募型プロポーザルの対象地について、下記の金額で土地売却費用ならびに建物等解体費用を希望します。

選定の結果、契約者となった場合には、下記の金額をもって、桑折町と契約を締結します。

記

土地売却希望価格	円
建物等解体希望価格	円

1. 当該敷地の売却希望価格を対象欄に記載してください。
2. 敷地内に存在する対象となる建物等の解体希望価格を対象欄に記載してください。
3. 金額の訂正は、できません。